

畜産副産物適正処分等推進事業

(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)

第 1 定義

1 原皮事業者等

生皮を原皮に加工する事業者（同業者から原皮の仕入れ・販売を行う事業者を含む。以下「原皮事業者」という。）又は原皮を所有する食肉流通事業者

2 レンダリング事業者

肉骨粉を製造する事業者

3 生皮

食肉処理施設において発生した牛及び豚の生皮（脱脂を施したものを含む。）

4 原皮

生皮に塩蔵その他の保存措置を施したもの

5 原皮等

生皮及び原皮

第 2 事業の内容

1 輸出機能の維持

公募団体は、原皮の輸出機能の維持を図るため、原皮事業者等又はレンダリング事業者が、牛及び豚の原皮等について、次の（１）から（４）までに掲げる事業を実施した場合に促進費等を交付するものとする。なお、次の（２）に掲げる事業については、原皮事業者等とレンダリング事業者の連携を必須とする。

（１）一時保管

原皮事業者等が、原皮の保管を行う事業

（２）レンダリング処理及び焼却等処理

ア 原皮事業者等又はレンダリング事業者が、原皮等にレンダリング処理に必要な前処理（裁断等）を行う事業

イ レンダリング事業者が、アにより前処理された原皮等についてレンダリング処理を行う事業

ウ レンダリング事業者が、イのレンダリング処理により得られた肉骨粉について焼却等を行う事業

（３）焼却処理等

原皮事業者等が、原皮等に前処理（裁断等）を施した上で、焼却等を行う事業

（４）ゼラチン等原料仕向け

原皮事業者等が、原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者（原皮等をゼラチン等原料に加工する事業者であって、ゼラチン等を製造する事業者を含む。以下同じ。）に譲渡する事業

2 輸出機能の維持の推進

公募団体は、原皮の輸出機能を維持するための体制の整備及び 1 の事業を適正

かつ円滑に推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 原皮の輸出機能を維持するための体制整備を図るための検討会等の開催
- (2) 事業の推進指導等

第3 事業の要件等

1 事業対象者

事業対象者は、次の(1)及び(2)に掲げるものとする。

(1) 原皮事業者及びレンダリング事業者

原皮事業者及びレンダリング事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
- イ 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者
- ウ ア又はイ以外の者であって、都道府県知事の推薦があった者

(2) 食肉流通事業者

食肉流通事業者は、原皮等を所有する食肉処理事業者（と畜事業者・食肉加工事業者をいう。）又は食肉卸売事業者等とする。

2 補助対象となる原皮等

(1) 原皮等の枚数

牛1頭又は豚1頭から生産された原皮等については、分割された場合にあっては1枚とする。

(2) 補助対象上限枚数

補助対象上限枚数は、牛又は豚ごとに、次の「基準枚数」と「対象係数」を乗じて算出した枚数とする（小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）。

ア 基準枚数

牛にあっては、直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数の2割、豚にあっては、同平均枚数の4割とする。

イ 対象係数

事業実施期間中の原皮の輸出価格が、別表1の基準額に満たなかった月数を12で除した数

(3) 補助対象上限枚数と補助対象上限重量の選択

ア 第2の1の(1)から(4)までの事業は、(2)の補助対象上限枚数の範囲内で自由に振り分けることができるものとする。なお、補助対象上限枚数を超えた部分は補助対象外とする。

イ 補助対象上限枚数は、第2の1の(1)の事業を除き、別表2により重量に換算することで、事業ごとの補助対象上限重量を算出し、事業にあたるものとする。

(4) 一時保管の要件

第2の1の(1)の事業を実施する場合は、次の全ての条件を満たした倉庫に保管するものとする。

ア 化製場法第3条第1項の許可を受けている者又は化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者

イ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づく国土交通大

臣の行う登録を受けた者

(5) レンダリング処理及び焼却等処理の要件

第2の1の(2)の事業を実施する場合において、次のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。

ア 第2の1の(2)のイの事業を実施する場合にあっては、肉骨粉の原料について、牛・豚別の原皮等の重量及びそれ以外の原料の重量を証明できない場合

イ 第2の1の(2)のウの事業を実施する場合にあっては、肉骨粉について、焼却等した重量及びそれ以外の重量を証明できない場合

(6) 焼却処理等の要件

ア 第2の1の(2)及び第2の1の(3)の事業において実施する焼却等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3に規定する都道府県知事への届出をした施設又は第8条若しくは第15条に規定する都道府県知事の許可を受けている施設（以下「焼却処理施設等」という。）において行うこととする。

イ 焼却処理施設等が焼却等をした牛・豚別の原皮等の重量を証明できない場合は、当該原皮等の重量は補助対象外とする。

第4 事業の実施

1 実施要領の作成

公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

原皮事業者等は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体に提出するものとする。なお、第2の1の(2)の事業の実施に当たっては、原皮事業者等とレンダリング事業者との連名で事業実施計画を作成するものとする。

3 行動規範等の作成

(1) 原皮事業者等又はレンダリング事業者は、事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成し、公募団体に提出するものとする。

(2) 公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ行動規範を規定した文書を作成するとともに、原皮事業者等又はレンダリング事業者から提出を受けた行動規範等を取りまとめの上、これら文書を第7の1の補助金交付申請書に添付して理事長に提出するものとする。

4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 原皮事業者等又はレンダリング事業者は、第2の1の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通

知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。)に基づき、当該通知別添 1 の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体に提出するものとする。

- (2) 公募団体は、全ての原皮事業者等又はレンダリング事業者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第 7 の 1 の交付申請時、第 7 の 2 の変更承認申請時及び実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、原皮事業者等又はレンダリング事業者の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

- (3) 公募団体は、第 2 の 2 の事業の実施に当たっては、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第 7 の 1 の交付申請時に「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第 8 の実績報告時には、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

5 事業の委託

- (1) 公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。
- (2) 公募団体は、事業の一部を委託する場合は、委託契約を締結するものとする。

第 5 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、原皮事業者等又はレンダリング事業者に対し、本事業の助言・指導を行うほか、必要に応じて現地調査等を実施するなど、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 原皮事業者等又はレンダリング事業者は、公募団体及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業が適正かつ円滑に実施されるよう、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第 6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において別表 3 に定める補助対象経費及び補助率により、第 2 の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第 7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期

日までに、別紙様式第1号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第8 事業の実績報告

原皮事業者等は、事業終了後遅滞なく、当該年度に実施した事業の実績を公募団体に報告するものとする。

なお、第2の1の(2)を行った場合は、原皮事業者等とレンダリング事業者との連名で事業の実績を報告するものとする。

公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、自らの事業の実績とともに、別紙様式第4号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、理事長に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの原皮事業者等若しくはレンタル事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 公募団体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体並びに原皮事業者等若しくはレンタル事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

種別	原皮 1 枚当たり基準額	基準額の算出条件
牛原皮基準額	1 枚当たり 2,331 円	財務省貿易統計による令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までにおける牛原皮（HS コード：410150100）又は豚原皮（HS コード：410330100）の平均輸出額（F O B）の 9 割（小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）。)
豚原皮基準額	1 枚当たり 346 円	

別表 2

種別	原皮 1 枚当たり重量	取組枚数の算出条件
牛原皮重量	1 枚当たり 29.09kg	算式で求めた原皮等の補助対象上限重量（k g）は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。なお、生皮も原皮重量を用いるものとする。
豚原皮重量	1 枚当たり 4.96kg	

別表 3

補助対象経費	補助率	
1 輸出機能の維持		
(1) 一時保管 原皮の保管を実施した場合の促進費	定額	
	牛原皮	豚原皮
	40 円/枚/月	8 円/枚/月
(2) レンダリング処理及び焼却等処理 原皮等の前処理、レンダリング処理（焼却等を除く。）又はレンダリング処理により得られた肉骨粉を焼却等した場合の促進費	定額	
		牛原皮等 豚原皮等
	ア 原皮等の前処理 原皮事業者等又はレンダリング事業者	13.0 円/kg 12.6 円/kg
	イ レンダリング処理（焼却等を除く。） レンダリング事業者	18.5 円/kg 18.5 円/kg
	ウ レンダリング処理により得られた肉骨粉の焼却等 レンダリング事業者	9.0 円/kg 9.0 円/kg
(3) 焼却処理等 原皮等の焼却等を行った場合の促進費	定額	
	牛原皮等	豚原皮等
	21.8 円/kg	21.6 円/kg
(4) ゼラチン等原料仕向け 原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者に譲渡した場合の促進費	定額	
	原皮等を輸送した距離（原皮等の搬出場所からゼラチン等原料加工事業者の搬入場所まで）に応じた次の単価	
	原皮等を輸送した距離	牛原皮等
	～ 50km 未満	0.8 円/kg
	50km 以上～ 100km 未満	1.3 円/kg
	100km 以上～ 200km 未満	2.1 円/kg
	200km 以上～ 500km 未満	4.5 円/kg
	500km 以上～ 1,000km 未満	8.5 円/kg
	1,000km 以上～ 1,500km 未満	12.5 円/kg
	1,500km 以上～	16.5 円/kg
	原皮等を輸送した距離	豚原皮等
	～ 50km 未満	0.8 円/kg
	50km 以上～ 100km 未満	1.2 円/kg
	100km 以上～ 200km 未満	2.0 円/kg
	200km 以上～ 500km 未満	4.4 円/kg
	500km 以上～ 1,000km 未満	8.2 円/kg
	1,000km 以上～ 1,500km 未満	12.0 円/kg
	1,500km 以上～	16.1 円/kg
2 輸出機能の維持の推進	定額	
(1) 原皮の輸出機能を維持するための体制整備を図るための検討会等の開催		

別紙様式第1号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において畜産副産物適正処分等推進事業(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)を下記のとおり実施したいので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の2の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産原皮品質向上等支援事業(輸出機能の維持)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 輸出機能の維持 (1) 一時保管 (2) レンダリング処理及び焼却等処理 (3) 焼却処理等 (4) ゼラチン等原料仕向け	円	円	円	
2 輸出機能の維持の推進 (1) 原皮の輸出機能を維持するための体制整備を図るための検討会等の開催 (2) 事業の推進指導等				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (3) 行動規範等
- (4) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

注 添付書類が他の事業において既に提出している書類と重複する場合には、その書類については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の事業の名称その他書類の特定に必要な情報を記載することとする。

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画

1 輸出機能の維持

都道府県	原皮事業者等又はレンダリング事業者	種別	一時保管		レンダリング処理及び焼却等処理		焼却処理等		ゼラチン等仕向け		原皮事業者等又はレンダリング事業者毎の事業費(円)	備考
			① 対象枚数(枚)	事業費(円)	② 対象重量(kg)	事業費(円)	③ 対象重量(kg)	事業費(円)	④ 対象重量(kg)	事業費(円)		
〇〇県												
〇〇県												
合計			—		—		—		—			

注1：各原皮事業者等が提出した事業実施計画の写しを添付すること

注2：一時保管の① 対象枚数は、保管枚数毎に保管月数を乗じ、これらを合算した枚数を記入すること

注3：レンダリング処理及び焼却等処理を行う原皮事業者等と連携するレンダリング事業者は、それぞれ行を分けて連続した行に記入することとする。この場合の原皮事業者等及びレンダリング事業者のいずれも、レンダリング処理に必要な前処理（裁断等）を行う事業者が所在する都道府県に合わせて記入し、レンダリング事業者名の末尾にそのレンダリング事業者が所在する都道府県名を括弧書きで記入する。

注4：支出実績等を証する書類は次のとおりとする。

ア 共通

生皮の供給元である食肉処理施設が牛又は豚の生皮を出荷したことを証する書類

イ 一時保管

- (ア) 保管場所に係る書類（化製場法の取扱いを証する書面）
- (イ) 保管料に係る書類（領収書等）
- (ウ) 牛又は豚の原皮の枚数ごとの保管月数を確認できる書類（入出庫日、牛又は豚の原皮の枚数）

ウ レンダリング処理及び焼却等処理

- (ア) 原皮事業者等が原皮等を納品したことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量）
- (イ) レンダリング事業者が原皮等を受領したことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量）
- (ウ) 原皮等をレンダリング処理し、焼却等又は販売に仕向けたことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量）

エ 焼却処理等

焼却処理施設等が原皮等を受領し、焼却等したことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量）

オ ゼラチン等原料仕向け

- (ア) ゼラチン等原料加工事業者が原皮等を受領したことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量）
- (イ) 原皮等の搬出場所とゼラチン等原料加工事業者の搬入場所の住所、距離並びに牛又は豚の原皮等の重量を確認できる書類

注5：実績報告の際には、要綱第3の2の（2）により算出した補助対象上限枚数、要綱第2の1の（1）の事業に振り分けた補助対象上限枚数及び要綱第3の2の（3）のイにより算出した事業ごとの補助対象上限重量が分かる資料を添付すること

2 輸出機能の維持の推進

区分	事業費	積算基礎
(1) 原皮の輸出機能を維持するための体制整備を図るための検討会等の開催 (2) 事業の推進指導等		

別紙様式第2号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)について、下記の理由により変更したいので承認されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の2の第7の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更する理由及び内容
- 2 変更する事業の内容
別紙「国産原皮品質向上等支援事業(輸出機能の維持)実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月日
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注: 2及び3については、別紙様式第1号に準じて作成し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）について、下記により金 円を概算払により交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の2の第7の3（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑥	今回概算払 請求額 ⑦	令和 年 月 日まで 予定出来 高 (⑥+⑦) /②=⑧	残額 ②-⑥-⑦ =⑨
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/① =⑤				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関名及び支店名
振込口座種類及び口座番号
口座名義人

別紙様式第4号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）について、下記のとおり実施したので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の2の第8の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績報告」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額 ⑤	精算額 ④－⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④		
1 輸出機能の維持 (1) 一時保管 (2) レンダリング処理及び 焼却等処理 (3) 焼却処理等 (4) ゼラチン等原料仕向け	円	円	円	円	円	円
2 輸出機能の維持の推進 (1) 原皮の輸出機能を維持 するための体制整備を図 るための検討会等の開催 (2) 事業の推進指導等						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 振込先
金融機関名及び支店名
振込口座種類
口座番号
口座名義

6 添付資料
「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

注1 1及び2については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3については、実績額の上段に計画額を括弧書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第5号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業(国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)補助金について、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の2の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は原皮事業者等若しくはレンタル事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注1：原皮事業者等又はレンタル事業者別に判断できる資料を添付すること。

2：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は原皮事業者等若しくはレンタル事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料